

平成30年度 地域日本語教育コーディネーター研修 Q&A

2018/6/18

申込・受講にあたって		
No.	質問	回答
1	「5. 対象者」に「日本語教育に関する専門的な教育を受け」とありますが、専門的な教育とは何を指すのでしょうか。	大学での日本語教員養成課程や420時間以上の日本語教員養成・研修の修了、日本語教育能力検定試験等の合格を想定しています。詳細は「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」P15を御覧ください。また、迷われる場合は、文化庁国語課まで御相談ください。
2	「5. 対象者」に(1)に「原則として」とありますが、ここに当てはまらない場合も対象者として認められることがあるのでしょうか。	あります。詳細は文化庁国語課までお尋ねください。
3	九州在住・在勤の者です。平成30年度は東日本地域で実施、平成31年度は西日本地域で実施とありますが、東日本地域で開催の場合九州在住者が申し込むことはできるのでしょうか。	可能です。(西日本地域で開催の際も、東日本地域に在住の方が参加することは可能です。)
4	申込書に全ての欄に記載が必要とありますが、職名がない等、どうしても記入ができない欄があります。その場合、選考で不利になりますか。	どうしても記入が困難な場合には、記載がなくても構いません。ただし、事業内容や課題等の御自身の経験等に関わらず記入が可能な欄は必ず御記入ください。記載ができない項目がある場合、記入漏れではないことが分かるよう、「なし」や「-」等を記入しておいてください。
5	被推薦者が推薦団体に所属しています。推薦団体が記入する欄は空欄でもいいのでしょうか。	推薦団体記入欄も選考の対象となっています。被推薦者に、研修終了後どのような活用が期待されているかも選考の際に考慮しますので御記入ください。
6	日本語教室で指導を行っている人は対象になりますか。	本研修は、地域日本語教育プログラムを策定し、実施のために関係機関との連絡・調整業務等を担当している等の方を対象としています。そのため、日本語教室で指導を行っているかどうかは問いません。本研修の対象となるかどうか迷う場合は、文化庁国語課までお尋ねください。
7	国際交流協会の職員として、日本語教育事業を担当していますが、協会として日本語教室を実施しているわけではなく、域内の日本語教室のとりまとめや連絡調整のみをやっています。受講対象となりますか。	広く日本語教育事業を行っている方を受講対象としていますので、日本語教室開催の有無は問いません。日本語教育に関する事業を運営するという実践があれば受講対象となります。
8	同じ団体からは1人しか推薦できないのでしょうか。	複数名推薦していただくことは問題ありません。ただし、選考は一名ずつ実施します。
9	やむを得ない事情で遅刻・早退した場合、全日程の受講を終えたとして認められますか。	事情によっては認められることもあります。そういった実態が発生したら御相談ください。
10	研修以外で参加者同士の情報交換の機会はありますか。	特別に時間を設けているわけではありませんが、受講者が自主的に交流の機会を設けていることがあります。また、文化庁では、前年度以前に受講した方を対象にフォローアップ研修を実施しています。こうした機会を活用して、情報交換を行うことをお勧めします。